

平成 30 年度 第 3 回 行政改革推進委員会 議事録（要旨）

1 日 時 平成 31 年 2 月 7 日（木） 15 時 00 分～17 時 15 分

2 場 所 糸島市役所 本庁舎 本館 3 階 庁議室

3 出 欠

(1) 出席者

（委 員）村藤会長、西副会長、石長委員、岩井委員、高山委員、十時委員、藤原委員、
吉岡委員

（事務局）馬場部長、市丸課長、久我係長、西原主任主査

(2) 欠席者

（委 員）佐藤委員、松嶋委員、河野委員

(3) 傍聴者 なし

4 会議結果

【会議次第】

1 会長あいさつ

2 協議

(1) 糸島市行財政健全化計画 2019（案）について

3 その他

(1) 糸島市行政改革推進委員会の平成 31 年度予定について

【議事概要】

協議

(1) 糸島市行財政健全化計画 2019（案）について

事務局より、健全化計画の H29 年度実績報告書、中期財政計画、健全化計画 2019（案）
について説明した後、協議に入る。

事務局

- ・本日欠席の委員（1 名）から、ご意見をメールでいただいているので、報告する。
～欠席委員の意見～

1 健全化計画 2019（案）の 4 ページ、（2）市民協働に関する目標について

まず、「市民提案型まちづくり事業の共同事業数 71 事業以上」という目標が、行
財政健全化につながるのだろうか、と思った。

疑問点

- ・行政との協働の形式は、「共催／共同運営」、「補助／助成」、「委託」と 3
つに分けられるといわれている。

協働度合いが少ない「補助／助成」事業を目標値とするのは適切なのだろうか。

- ・数を達成することに着目し、質を測定していない。

よって、適切でない団体に補助金を出した場合、団体の依存性を高めるなど、
マイナスの効果があるのでは？

・行政によるインプット（資金投入）が目標値となっており、そのインパクト、アウトプットが見いだされないと、健全化へのつながりが見えない。
（目標値3つのうち、1つだけ「インプット」が目標値になっていたのでは違和感をもった。）

提案

市民提案型まちづくり事業を取り上げるならば、事業を実施した（インプット）だけではなく、その効果を測定し目標値とする。

行財政健全化計画なので、「行政にとっての効果」を目標値として検討する。

例)

- ・地域に潜在していたり、将来に発生しそうな問題等を早期に把握できた数
- ・協働事業により、市民・NPOとの信頼度が向上し、課題解決へのスムーズな行政運営につながった件数
- ・市民がボランティアとして活動できる場や機会の創出ができた かかわった人数

インパクトの測定なので、難しいだろうか・・・。

- 2 健全化計画 2019（案）の8ページ以降、施策、個票を見ると、「外注／委託」か「ボランティア活用」の取り組みが多く、「共催」「共同運営」の取り組みが記載されていない。

協働を考えるうえで、共同運営も大切な取り組みなので入れてはどうか。

会長

- ・現在策定作業中の第2次長期総合計画について、基本構想は10年、基本計画は前期5年、後期5年、実施計画は3年ごとのローリングと理解している。前期基本計画は、いつ頃できるのか。

事務局

- ・来年度（H31年度）中に案が固まる予定である。最終的な議会決定は、再来年度になる。

会長

- ・実績報告書はH29年度末のものだが、H30年度の実績はどんな状況なのか。予定どおり進んでいる感じが。

事務局

- ・概ね予定どおり進んでいる感じである。

会長

- ・中期財政計画の3ページだが、今後、運動公園と庁舎建設で約100億円程度の歳出があり、2022年度から2023年度に投資的経費が大きくなることが想定されているようだが、合併推進債で措置される地方交付税分は、この3ページの表の歳入に加味されているのか。

事務局

- ・合併推進債は、お金を借りた2～3年後位から30年間程度で返還する。その間、返還額の一部として、借りた額の40～50%程度が地方交付税として措置される。

会長

- ・合併推進債は借りた額の40～50%程度が地方交付税として約30年間で少しずつ、1年間にすると約1億数千万円程度ずつ、措置されると理解した。

事務局

- ・2025年度位から地方交付税として措置されると想定し、その分を3ページの表にも加味している。

会長

- ・健全化計画2019(案)では、この計画の取組実行により2019年度からの10年間で33.1億円以上の財政効果を生み出すとあるが、行財政健全化だけで33.1億円効果を出せばよいというものではないのではないか。総合計画を進める中で、そのアウトカム基準を実行するとき、より効率的なやり方へ改善するなどして、行財政健全化の効果としてのお金を生み出すことも必要なのではないかと。総合計画から中期財政計画と健全化計画が外に出ている感じがして、違和感がある。総合計画と、中期財政計画・健全化計画が2本立てになっている意味は何か。
- ・健全化計画2019(案)の6ページに、年1回の進捗管理に加えて中間報告を実施するとあるが、行財政健全化の取組だけでなく総合計画の各施策を各部署にしっかり割り当て、適宜進捗管理していくことが必要だと考える。
- ・欠席委員の意見は、もっともだと思う。

事務局

- ・現在の第1次長期総合計画では、基本目標6として「経営感覚を持った持続可能なまちづくり」を掲げており、そこから行政改革大綱を策定し、健全化計画で具体的な取組を定め実行している。しかし、H29年度の外部点検でもご意見をいただいたように、持続可能な経営に関しては、市民の健康、子育てや産業創出といった分野別の施策全てにおいても、必要な視点であると考えており、第2次長期総合計画では、この経営の視点が全施策に関連し、全施策を下支えするものであるということがわかるような体系にしようと考えている。
- ・現在の第1次長期総合計画では、例えば、基本目標7の産業創出には、雇用を増やすという目的があるが、一方では、歳入増という目的もある。
- ・今日示した中期財政計画と健全化計画2019(案)は、現在の第1次長期総合計画のうち、財政健全化に関するものに絞った部分を集めて作成したものになる。

会長

- ・健全化計画2019(案)の4ページ、「市が税金を有効に活用していると感じる市民の割合」が指標となっているが、約5%だったのが13%に増加して良かったと思うが、13%でも低いと思う。要は、市民が納得するお金の使い方をしてほしいということ。
- ・全ての施策についてどんなアウトカムを出したのか、少ない税金で市民が喜ぶことをやるのが行政の使命と思う。
- ・効果額として数字が出るものと出ないものを区別しているところに違和感がある。総合計画の中に、効果額としてのお金を出せるものももっとあるのではないかと。思う。

事務局

- ・今まで市では、財政見通しを作成してきた。総合計画を進めていけば、財政的にはこ

うなるという見通しで、言わば「なりゆき」の見通しだった。しかし、運動公園や庁舎建設などの大型プロジェクト、社会保障費の増加、公共施設マネジメントを進めるためには、財政見通しでは乗り切れないのではないかと考えた。そこで、なりゆきではない、財政規律としての中期財政計画が必要となった。中期財政計画を作成する際の方針としては、基金は最低 60 億円程度を維持すること、10 年後の単年度収支はプラスマイナスゼロの状態であること、をポイントとした。そうやって作成したのが、今日示した中期財政計画である。そして、この中期財政計画を達成するための具体的取組を示したのが、健全化計画 2019（案）である。

会長

- ・中期財政計画や健全化計画 2019（案）を作成するに至った背景は、理解した。
- ・今後、第 2 次長期総合計画も策定されるので、改善によって財政効果額を生み出す取組も出てくるかもしれない。その場合は、健全化計画に追加してほしい。

事務局

- ・そのつもりである。第 2 次長期総合計画の策定に合わせ、中期財政計画と健全化計画の改訂が必要だと認識している。

会長

- ・指標となっている「税金を有効に活用していると感じる市民の割合」は、ぜひ 20%や 30%を目指してほしい。

A 委員

- ・例えば、公の施設の指定管理者制度は、コスト削減は目に見えるが、サービスの質が上がったかどうかを評価するのは難しい。市民としては、サービス向上・維持ならばコスト削減は良いことだが、コストが削減されてもサービスが下がっては困るというのが本音だろう。財政健全化はお金の話だが、サービスと一緒に考えることも大事だと思う。

会長

- ・サービスが向上したというのは、行政が積極的に伝えなければ市民にはわからない。

A 委員

- ・行財政の健全化を進めながらサービスが向上するというのが目指す姿だと思う。

B 委員

- ・個別の取組を見ていると、指定管理者制度導入や民間委託が目標となっているが、それは手段であって目的ではないと思う。効果額を算出するにはそうなるのだろうが、本質ではないと思う。本質は、市民サービスが向上するかどうかである。
- ・サービスの向上を評価するために、契約時に評価指標や目標を示しているのか。それらを示しておけば、モニタリングすることでサービスが向上したかどうかを評価できる。契約時に評価指標の設定をした方が良いと思う。

事務局

- ・指定管理者に関しては、毎年度、事後評価は実施しているが、決まった業務を適切に実施できたかという視点が主である。アウトカム指標を設定した評価までには至っていない。

A 委員

- ・指定管理者の業務のベースは、基本事業と言われる施設の維持管理である。アウトカムにつながるような業務は、自主事業的な部分もあるので、外部評価の方が適しているかもしれない。

会長

- ・外部評価も一部では必要だと思うが、基本は内部評価だ。内部で経営管理してもらわないと困る。
- ・施策評価報告書を見ると、成果指標の達成度評価ではD評価があるのに、総合評価ではAやBの良い評価ばかりである。これは、変だと思う。第2次長期総合計画では、適切な成果指標をしっかりと定め、その進捗管理をやってほしい。

事務局

- ・ハード事業のように完了後にしか成果が出ないものも一部あるのだが、適切な成果指標については、引き続き検討し、今後設定したい。

事務局

- ・行政評価に関しては、事業を実施してどんな成果があったかを重要視しなければならないのだが、職員側に「事業を実施したからOK」という意識がまだあるのかもしれない。
- ・指定管理者制度に関しては、サービスの維持・向上が原則であるが、それを質として評価できているかという点、十分とは言い切れない。
- ・行政改革は、突き詰めれば、税金の有効な使い方が出来ているかということになると思う。サービスの質はもちろん大事だが、今後は社会全体が右肩下がり時代になると言われており、行政においても、市民サービスを維持するためのお金をいかに確保するか、将来に備えてお金を残しながらいかに使っていくか、が課題だと感じている。

C 委員

- ・事務局の説明を聞くと熱い思いが伝わってくる。計画書に関しては、その思いが市民に伝わるような文章、指標をぜひ考えてほしい。

B 委員

- ・外部評価はコストがかかるので、ルーティン的に施策の進捗管理ができるようになれば良いと思う。そういうシステム、仕組みがあれば良いと思う。

会長

- ・行政内部の中でできるのが一番だと思う。

事務局

- ・内部評価の充実には、もちろん取り組んでいかなければと考えている。また、外部点検を実施することでも、評価の充実を図っていきたい。

A 委員

- ・お金の話を、もっと市民に伝えることが大事だと思う。市民側は、施設やサービスがほしいほしいとなってしまうがちだが、お金の話をすればわかると思う。実情を知ること、満足度も上がる。住民が知ることがとても大事。そこが行政改革と市民協働がつながる部分だと思う。

D 委員

- ・健全化計画 2019（案）の 7 ページの図表だが、2017 決算に対する効果額として算出されている。現在の最新決算が 2017 年度だからという理由だろうが、今後もこの 2017 年度比較でずっと見せていくということか。

事務局

- ・現状では策定時の最新決算である 2017 年度と比較しているが、今後、健全化計画の見直しのタイミングで、効果額を置き直す作業が必要になってくると思っている。

事務局

- ・中期財政計画の作成にあたって、現状でのいわゆるなりゆきの見通しを出したら収支が赤字になった。なりゆきと計画の差を行財政健全化で埋めるという考えである。時の経過に伴って、見直しが必要と思っている。

E 委員

- ・中期財政計画の 3 ページの表、歳出の投資的経費だが、今後 10 年間に各部署が実施する事業を見込んで、そのトータル額となっているのか。

事務局

- ・そのとおり。公共施設マネジメントも含んで、各部署で今後 10 年間の事業を見込んでもらい、それを反映させた額である。言い換えれば、今後 10 年間はこの額以上の事業を実施することは厳しいので、この範囲内でやっていくという意味合いもある。

E 委員

- ・過去に福岡市で経験したことだが、各部署の事業予定を積み上げたところ、投資的経費があつという間に不足するというなりゆきになった。この糸島市中期財政計画のとおり実施できれば、良いと思う。心配な部分もないこともないが。

事務局

- ・中期財政計画の作成段階では、投資的経費を絞るという考えもあったのだが、投資がその後のお金を生むこともあるので、最低必要な額を確保している。この額でやっていくという計画である。

事務局

- ・今までの右肩上がりの時代とは違うので、これからは、サービスを下げずにお金を確保することが大事になってくると考える。

会長

- ・民間では、10 年間の財政計画を作成することは、怖くてなかなかできない。この計画も、経済状況の変化や災害など、何かあれば改訂することも必要だろう。

事務局

- ・災害に関して言えば、基金は最低 60 億円を維持するという方針は、災害リスクを考え、その対応がスムーズにできることを見込んだ方針である。

A 委員

- ・中期財政計画を作って、そのとおりにやっていくので、糸島市は夕張市みたいにはならないという理解でよいか。

事務局

- ・中期財政計画を実行することで、そうならないようにやっていく。

会長

- ・健全化計画 2019（案）の第 2 章に記載の取組は効果額の算出をしていないが、財政改革ではなく、行政改革の取組ということか。

事務局

- ・そのとおり。

会長

- ・今後、第 2 次長期総合計画が策定されれば、取組が追加されることもありえるのか。

事務局

- ・ある。

会長

- ・健全化計画 2019（案）の 24 ページ、「基金の有効運用」という取組があるが、具体的には、どんなことを考えているのか。

事務局

- ・現在は個々の基金単位で債券を購入しているが、他の自治体では複数基金を集めて大規模に国債を購入したり、通常は満期まで保有している国債を売却益が見込めるタイミングで売却したりしているところもある。効果的で安全に運用することを考えている。

会長

- ・国債ならよいのだが、リスクの高い、株の購入なども考えているのか。国債も全くりスクがないわけでもないが。

事務局

- ・株は考えていない。

B 委員

- ・健全化計画 2019（案）の第 2 章の個別取組の指標だが、現在の第 1 次長期総合計画の終期と合わせて、2020 年度までとしているのか。今後、第 2 次長期総合計画の策定に伴い、取組や指標、目標年度なども変更されるのか。欠席委員の意見のように、指標そのものも今後、変更可能なのか。

事務局

- ・第 2 章の取組は、現在の第 1 次総合計画の終期と合わせ、2020 年度までとしている。第 2 次長期総合計画策定に合わせ、健全化計画の改訂も必要になってくるので、取組や指標等の変更もありえる。

B 委員

- ・健全化計画 2019（案）の 12 ページ、「健康づくり事業、介護予防事業の推進による社会保障費の増加抑制」という取組の指標は「要介護認定率を 15.1%以下に抑制する」となっている。以前の外部点検で、指標は、要介護認定率よりもフレイル（高齢になって心や体の活力が低下した状態のこと。そのままにしておくと、要介護状態に陥る可能性がある。）の減少割合の方が適しているという話になったと記憶している。これも先ほどと同様に、指標の変更は、2021 年度からということか。

事務局

- ・この指標は現在の第 1 次長期総合計画にも記載されており、変更は第 2 次長期総合計

画の策定と同じタイミングがよいのではと考えている。

F 委員

- ・要介護認定率の「抑制」という部分が気にかかる。介護に関しては、福岡市と糸島市でサービスがずいぶん違うと感じている。糸島市の窓口では、退院予定の場合は「予定」だから、正式に退院日が確定しないと介護サービスの検討ができない旨の説明を受けたという方もいる。この方は、後日、詳細に説明をして、次のステップに進めたようだが。また、福岡市ならば要介護2～3の判定が出るケースでも、糸島市では要介護1しか出ないという話も聞いている。糸島市の介護サービスについて、市民満足度は最低レベルだと思う。
- ・健全化計画2019(案)の23ページ、「市街化区域と地区計画における住宅地開発」という取組だが、宅地開発に関しては、大雨が降っても大丈夫な宅地開発を行ってほしい。住民、特に農家にとって水利はとても大事なので。
- ・最近のニュースで、民間の「住みたい田舎ランキング」で、前は子育て世代部門で1位だった糸島市が今回は圏外だったというのを耳にした。糸島市のブランドというか、そういうものがトーンダウンしているのかなと感じた。
- ・別のニュースでは、太宰府市のお店が糸島ブランドの魚を取り扱っていると聞いた。そういうのを聞くと、糸島っていいなと思う。
- ・要は、要介護認定にしる、宅地開発にしる、ニュースにしる、住民側の満足度は、形として目に見えるもの、耳に聞こえるものでないと判断できないということ。このことを行政側にはしっかり認識しておいてほしい。

会長

- ・要介護認定率の指標は、高ければ良いというものでもないが、低ければ良いというものでもないはずだ。糸島だけ要介護認定すべきものを認定していないといわれるのは良くないので、周辺の他団体との比較をして、適正な水準にし、市民の満足度をあげるべきだと思う。

F 委員

- ・健全化計画2019(案)の26ページ、「公共施設駐車場の有料化検討」という取組だが、有料化の検討をするのは、記載されている5施設のみか。公民館の駐車場が有料化になると困るのだが。

事務局

- ・今現在は、この5施設が検討対象である。

事務局

- ・要介護認定率の抑制という指標に関しては、文章表現を検討したい。
- ・有料化を検討する駐車場については、5施設限定なので、それがわかるようにする。
- ・要介護度の判定については、全国同じ基準のはずである。その判定が出た理由について十分な説明責任が果たせていないのかもしれない。
- ・住民の満足度については、それぞれの市民に関係のある部分で評価されるので、難しいところがあると感じている。

G 委員

- ・行財政健全化の具体的取組について、福岡銀行で実施していることをいくつか紹介す

る。ペーパーレス化、勤務時間短縮、業務効率化としてのRPA（Robotic Process Automationの略。人が実施している処理をソフトウェアロボットが代行処理すること）の導入などである。参考になれば。

- ・北九州市では、議会の議事録作成を自動化している。
- ・技術的な部分では、九州大学やベンチャー企業、学識者の方の力を借りるのもいいのではないかと。

事務局

- ・ペーパーレス化については、本市でも庁議からモデル的に実施し、その後、新庁舎において本格的に実施していく予定である。
- ・RPAについては、先進事例である熊本県宇城市に視察を行ったところで、H31年度から5業務程度で導入を検討している。

A委員

- ・勤務時間の短縮に関して、働き方改革という側面からも、休日勤務や時間外勤務の抑制は、所属長が「短縮しろ」と言うだけではなく、データ化して見える化しながら進めていってほしい。

E委員

- ・健全化計画2019（案）の17ページ、「行政評価を活用した、より効果的な予算編成手法の検討」という取組に関連して、福岡市の予算編成手法を参考として紹介する。福岡市は、経常経費の予算編成は各部局にまかせている。それ以外の部分を財政部門と企画部門が連携して査定している。当該年度の重点施策の予算化は、企画部門が主体となって実施している。

会長

- ・枠配分予算（事業部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求が行われ、原則として財政部門による個別事務事業の査定は行わないという予算編成手法）ということか。

E委員

- ・経常経費に関しては、枠配分予算ということになる。

事務局

- ・本市でも、新規の政策的な事業に関しては企画部門が査定している。
- ・財政部門と企画部門は、一般的に、従来は対極的な位置関係だったが、最近は両部門が同じ部署となっている団体もある。財政状況が厳しい時代にあっては、財政部門と企画部門が連携して一緒にやっていくというのがいいのかもしれない。

F委員

- ・財政状況が厳しいからというのは理解するが、「お金がない」という理由で住民側の話を聞いてもらえなくなるのは、大変困る。まずは、話を聞く姿勢を大事にしてほしい。

事務局

- ・もちろん、話はしっかり聞かせていただく。
- ・福岡市の予算編成手法についても、研究させていただく。

会長

- ・では、本日の意見を参考に、健全化計画2019の策定事務を進めていただきたい。

各委員、了承
協議終了